

政令第 号

港湾法施行令及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の七第五項（同法第五十五条の八第二項において準用する場合を含む。）及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（港湾法施行令の一部改正）

第一条 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「次条第九号」を「次条第七号」に、「同条第十号」を「同条第八号」に改める。

第六条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十三号までを二号ずつ繰り上げる。

第十条第一項中「第八号、第九号イ及び第十号」を「第六号、第七号イ及び第八号」に、「第六条第十号」を「第六条第十一号」に、「同条第十号」を「同条第八号」に、「第九号ロ及びハ、第十一号並びに第十二号」を「第七号ロ及びハ、第九号並びに第十号」に、「同条第十三号」を「同条第十一号」に改

める。

(特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令の一部改正)

第二条 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令（平成十八年政令第二百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「次条第十号」を「次条第八号」に改める。

第三条中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号から第十二号までを二号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(港湾法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行前に貸し付けられた港湾法第五十五条の七第一項の国の貸付けに係る港湾管理者の貸付金及び同法第五十五条の八第一項の国の貸付けに係る港湾管理者の貸付金に関する貸付けの条件の基

準については、なお従前の例による。

(特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行前に貸し付けられた特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の政府の貸付けに係る港湾管理者の貸付金に関する貸付けの条件の基準については、なお従前の例による。

(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による神戸港の特定用途港湾施設の災害復旧事業に対する補助の対象となる施設等を定める政令の一部改正)

第四条 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による神戸港の特定用途港湾施設の災害復旧事業に対する補助の対象となる施設等を定める政令(平成七年政令第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「次条第八号及び第九号」を「次条第六号及び第七号」に、「次条第八号、第九号イ及び第十号」を「次条第六号、第七号イ及び第八号」に、「第六条第八号」を「第六条第六号」に、「同条第九号イ」を「同条第七号イ」に、「同条第十号」を「同条第八号」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に

関する政令の一部改正)

第五条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「次条第八号及び第九号イ」を「次条第六号及び第七号イ」に、「次条第八号、第九号イ及び第十号」を「次条第六号、第七号イ及び第八号」に、「第六条第八号」を「第六条第六号」に、「同条第九号イ」を「同条第七号イ」に、「同条第十号」を「同条第八号」に改める。

理由

港湾管理者が特定用途港湾施設の建設又は改良に係る資金を無利子で貸し付ける場合等における貸付金に関する貸付けの条件の基準を改める必要があるからである。